

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第75号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>健康予防担当課長専決事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児入所施設（同法に基づく指定医療機関を除く。）の指定の</p>	<p>（保健福祉部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p><u>(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医の指定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>健康予防担当課長専決事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 指定難病に係る特定医療費の支給認定及び支給に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児入所施設の指定の取消しの公示に関すること。</p>

取消しの公示に関すること。

(5)～(15) [略]

こころの支援・療育担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 児童入所施設措置委託費（障害児入所施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定医療機関に係るものに限る。）に関すること。

[略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 児童福祉施設（障害児入所施設等（児童福祉法に基づく指定医療機関を除く。）を除く。）の改善命令に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

子ども家庭担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 児童入所施設措置委託費（障害児入所施設及び児童福祉法に基づく指定医療機関に係るものを除く。）に関すること。

(5)・(6) [略]

少子化・子育て支援担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 小児慢性特定疾患に係る医療の給付に関すること。

(8)～(14) [略]

7 [略]

(保健所長専決事項)

第45条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(5)～(15) [略]

こころの支援・療育担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 児童入所施設措置委託費（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係るものに限る。）に関すること。

[略]

6 子ども子育て支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 児童福祉法に基づく指定医の指定に関すること。

(2) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関すること。

(3) 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）の改善命令に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

子ども家庭担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 児童入所施設措置委託費（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係るものを除く。）に関すること。

(5)・(6) [略]

少子化・子育て支援担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(8)～(14) [略]

7 [略]

(保健所長専決事項)

第45条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 指定難病に係る特定医療費の支給認定の申請、変更の申請及び申請内容の変更の届出の受理に関すること。

(10) 指定難病に係る医療受給者証の再交付の申請の受理に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
59 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]					[略]
	第56条第2項	[略]					
	第56条第5項	費用の支払命 令		○	○	○	
	第56条第7項	費用の徴収		○	○	○	
	第56条第8項	[略]					
	[略]	[略]					
[略]							

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所	[略]		
長	62 児童福祉法の施行に関する事務		

- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
59 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]					[略]
	第56条第2項	[略]					
	第56条第5項	[略]					
	第56条第7項	[略]					
[略]							

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所	[略]		
長	62 児童福祉法の施行に関する事務	第19条の3第3項、第5項及び第7項 第19条の5第2	支給認定、医療受給者証の交付等 支給認定の変更の

第20条第1項	[略]
第21条の5	慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付の実施等
第56条第5項	費用の支払命令（慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付に係るものに限る。）
第56条第8項	第56条第5項に規定する費用の支払命令（慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付に係るものに限る。）に係る書類の閲覧及び資料の請求

項	認定
第19条の6第1項及び第2項	支給認定の取消し等
第19条の16第1項	報告の徴収又は検査
第19条の20第1項	小児慢性特定疾病医療費の額の決定
第20条第1項	[略]
第57条の2第3項及び第4項	不正利得の徴収、返還等（小児慢性特定疾病医療費に係るものに限る。）
第57条の3第2項及び第57条の4第2項	報告の徴収又は質問
63 児童福祉法施行規則の施行に関する事務	第7条の9第3項 届出書の受理 第7条の23第1項 医療受給者証の再交付

	<u>63</u>	[略]	[略]
	<u>64</u>	[略]	[略]
	<u>65</u>	[略]	[略]
岩手県	[略]		
福祉総合相談センター一所长	2 児童福祉法の施行に関する事務	[略] 第57条の2第3項及び第4項	不正利得の徴収及び返還
		[略]	
	[略]		
	[略]		

	<u>64</u>	[略]	[略]
	<u>65</u>	[略]	[略]
	<u>66</u>	[略]	[略]
岩手県	[略]		
福祉総合相談センター一所长	2 児童福祉法の施行に関する事務	[略] 第57条の2第3項及び第5項	不正利得の徴収、返還等（障害児入所給付費等に係るものに限る。）
		[略]	
	[略]		
	[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。